

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	熊本県
--------	-----

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	生徒数	教職員数
1	熊本県立鹿本農業高等学校	334 名	54 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

- (1) 鹿本農業高等学校は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間、県立教育センターの研究協力校として、『わかりやすい授業づくり』などの授業改善等に取り組み、特別支援教育の推進を図ってきた。本事業のモデルスクールの指定を受け、インクルーシブ教育システム構築についての教職員間の理解を図るために、発達障がい、生徒の行動の分析の仕方、実態把握の方法などについて校内研修を実施し、障がい等によって学校生活に困難を感じている生徒に対する合理的配慮の提供について実践研究を行うことにした。
- (2) 農業高等学校の特性である、「各科の実習や実験による学習指導形態」、「少人数指導による緻密な生徒理解」、「作物を育てることを通して命を大切にする心情を育む授業」など、本校のこれまでの教育実践の中にも、特別支援教育の視点での学習指導の実践の積み重ねが見られる。しかしながら、「合理的配慮」という新しい概念及びそのための検討方法・実践に関する理解については十分とは言えないのが実状である。
- (3) 本校の所在地である山鹿市も、平成 25 年度からインクルーシブ教育システム構築モデル事業のうち、モデル地域（スクールクラスター）の委託を受け、事業実践を行っている。山鹿市、鹿本農業高等学校及び関係機関等による連絡会を実施し、山鹿市における幼・保から高等学校までの切れ目のない支援の方策を検討し、引き続き、学校種間の連携を含めた特別支援教育の推進を図ることで、地域の児童生徒の充実した学校生活を支援し、高等学校卒業後までの移行支援体制を整えることも本事業の目的に加えた。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

県教育委員会では、「熊本県インクルーシブ教育システム構築モデル事業実施要項」及

び「熊本県合理的配慮協力員設置要項」を定め、モデル校に事業内容を提示した。また、事業の要となる合理的配慮協力員の選定に際し、特別支援教育に関する専門的な知識を有する適任者を推薦した。

年に2回、モデル校の所在地である山鹿市教育委員会、モデル校及び関係機関等が集まり、事業の進捗状況や実践を通じて見えてきた新たな課題、今後の方向性等について検討するための協議会を開催した。モデル校が事業を推進する上での悩みや不安等を共有し、それに対して専門的な見地からの助言等をもらうことができるようになったことで、モデル校が自信をもって事業を推進していくための有意義な場となった。

国の施策の動向や研究の方向性に係る最新情報の収集を行い、それらの情報も踏まえながら、モデル事業に対する助言等を適宜行った。

合理的配慮協力員とは、必要に応じて個別に打ち合わせを行い、今後の事業展開について検討・協議し、助言等を行った。

【モデルスクールとして行った取組】

校内委員会（教頭・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・適応指導担当・学年主任・学年担当・合理的配慮協力員）を設置し、特別な支援の必要な生徒についてのケース会議を定期的に開催した。合理的配慮を行う生徒の実態や教室での様子等を把握・情報共有し、具体的な支援について校内委員会での検討を重ねた。

また、生徒支援に携わる教員が学年会議や生徒指導部会議にも参加し、状況に応じた指導方法や支援体制について検討し、教職員間での共通理解を図った。

合理的配慮についての検討は、保護者、合理的配慮協力員及び担任との間での意見交換や授業参観後の話し合いを踏まえた上で、具体的な合理的配慮の内容を校内委員会で提案・決定した。

生徒の基礎学力を向上させること、そして分かることの喜びを生徒が実感できる授業づくりを目的として、「基礎学力向上の時間」を設定し、少人数学習を展開したり、県立教育センターや行政の各機関との連携をとったりしながら、必要に応じてケース会議を開催し、生徒が安心して、充実した学校生活を送ることができるよう配慮した。

3. 成果及び課題

（１）成果

- ① 校内委員会の継続的な取組により、療育手帳を有する生徒の就労に向けた検討を行い、就労につなげることができ、卒業後の就労支援体制を準備することができた。
- ② 合理的配慮協力員による授業参観、指導・助言、相談等の積み重ねにより、対象生徒のことが教職員の間で日常的に話題に上がることが多くなるとともに、学校全体で支援する体制づくりができたことで、担任の負担軽減につながった。
- ③ 外部講師を招いて実施する職員研修の回数を増やしたり、研修内容を応用して、

新たな取組を実践したりすることで、合理的配慮に対する教職員の意識改革が全体的に進みつつある。

- ④ 基礎学力対策が定着し、更に有効な指導方法を模索する動きが教職員間にみられるようになった。

(2) 課題

- ① 平成 25 年度は、支援内容についての本人や保護者との合意形成を図る取組が遅れてしまったので、次年度は早期に話合いの機会を設け、2 年生で実施するインターンシップや現場実習において、生徒一人一人が目的意識と課題を認識し、積極的に学業に励む姿勢をサポートし、充実した学校生活が送れるように、合理的配慮の効果的な提供につなげたい。
- ② 特別支援教育担当一人が取り組みがちだったことを反省し、学校全体での支援を更に推進し、担任、学年、生徒支援部、各科、部活動関係の教職員の協力環境を整え、学校が一丸となって生徒を支援する体制づくりを進める。
- ③ 平成 25 年度は、外部講師を招いての職員研修を数回実施したことにより、教職員の障がい理解が進んできたが、まだ十分とは言い難い。引き続き研修を実施し、教職員のインクルーシブ教育システムに対する意識の高揚を図り、教職員一人一人がそれぞれの専門分野での合理的配慮の在り方について検討・実践する力を身につけることが必要である。
- ④ 基礎学力対策の取組は、より組織的かつ継続的に実践し、対象生徒の実態に即した指導方法や内容を踏まえて取り組む必要がある。
- ⑤ 平成 25 年度は、組織としての支援体制が十分とは言えなかったので、次年度は生徒支援部、進路部、教務部、情報教育部からなるプロジェクトチームをつくり、障がいのある生徒一人一人の障がい特性や教育的ニーズを十分に踏まえた上で合理的配慮の内容を検討し、本人、保護者、学校が情報を共有できるようなシステムづくりに取り組みたい。
- ⑥ 入学前又は卒業後の移行支援について、望ましい移行支援計画の在り方を、山鹿市とも協力しながら探求し、本モデル事業で得られた成果を県内全域に普及し、熊本県全体での特別支援教育の推進につなげていきたい。
- ⑦ 合理的配慮協力員の配置により、授業参観やケース検討などが頻繁に行われ、高等学校内での取組は進んできたが、小・中学校との移行支援については、十分に連携を図ることができなかった。次年度は、先進地域での取組などを参考にしつつ、教育委員会や特別支援学校とも連携を図りながら、幼・小・中・高等学校間での取組や、連携する上での課題等の抽出を行い、途切れのない一貫した支援につなげていく必要がある。
- ⑧ 様々な学校種における、合理的配慮協力員の効果的な活用方法についても検討を

進めていきたい。また、合理的配慮協力員から得られた助言を応用して、教員が自ら授業改善につなげていくことができるような動機づけやサポート体制についても検討したい。

※熊本県では「障害」を「障がい」と表記